

事務分掌表

令和6年4月1日現在

部	課かい	係	分掌事務
経営部	経営企画課	経営係	(1) 基本計画の策定及び総合調整に関すること。 (2) 経営の分析（決算の分析を含む。）に関すること。 (3) 水利権及び水需給の総合調整に関すること。 (4) 水道事業の認可に関すること。 (5) 奈良県内地域及び近隣地域の上下水道事業に係る広域連携及び官民連携の推進に関すること。
		財政係	(1) 予算編成事務の総括に関すること。 (2) 予算執行、調整及び統制に関すること。 (3) 決算書の資料作成に関すること。
		調整係	(1) 日本水道協会との連絡調整に関すること。 (2) 防災計画及び災害対策計画に関すること。 (3) 課の庶務に関すること。
	企業総務課	総務係	(1) 公印の保管に関すること。 (2) 事務引継ぎに関すること。 (3) 文書管理の統括に関すること。 (4) 庁舎管理（防火及び避難訓練を含む。）に関すること。 (5) 公用車の総括管理及び整備指導に関すること。 (6) 入札及び契約の総括に関すること。 (7) 広報及び広聴に関すること。 (8) 局、部及び課の庶務に関すること。
		人事法制係	(1) 職員の任免、賞罰、昇給及び服務に関すること。 (2) 職員の人材育成に関すること。 (3) 条例、規程等の制定及び改廃の手続に関すること。 (4) 労働組合に関すること。 (5) 職員の健康管理、安全衛生及び公務災害補償に関すること。
	企業出納課	経理係	(1) 現金、有価証券の保管及び出納事務に関すること。 (2) 収入書類の審査に関すること。 (3) 資金計画に関すること。 (4) 支払書類の審査に関すること。 (5) 不動産の総括管理に関すること。 (6) 普通財産及び固定資産の総括に関すること。 (7) 例月出納検査、定期監査及び包括外部監査の調整に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
		給与係	(1) 職員の給与その他の支給及び給付に関すること。 (2) 職員の福利厚生に関すること。 (3) 市町村職員共済組合（健康管理に関する事務を除く。）及び互助会に関すること。 (4) 職員の源泉徴収に関すること。
	給排水課	料金係	(1) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関すること。 (2) メーターの管理に関すること。 (3) 給水停止の手続及び処分に関すること。 (4) 水道施設分担金及び手数料の収入に係る調定に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
		給水審査係	(1) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事施行の指導及び承認に関すること。 (2) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の指導及び育成に関すること。 (3) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の登録等に関すること。 (4) 給水装置の違反工事の取締り及び処分に関すること。 (5) 貯水槽水道の設置者への指導等に関すること。 (6) 給水装置工事の分岐立会に関すること。 (7) 道路占用許可申請等に関すること。
		排水審査係	(1) 公共下水道等に係る排水設備工事の確認申請に関すること。 (2) 公共下水道等に係る排水設備の普及に関すること。 (3) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者の指導及び育成に関すること。 (4) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者の登録等に関すること。 (5) 公共下水道等に係る水洗便所設備費の助成及び改造資金の融資あっせんに関すること。 (6) 事業所等の水質指導に関すること。 (7) 公共下水道等の一時使用に関すること。 (8) 日本下水道協会との連絡調整に関すること。
	お客様センター 準備課	業務改革係	(1) お客様センター開設に関すること。 (2) 情報化施策及び情報システムの最適化に関すること。 (3) 課の庶務に関すること。
		給排水検査係	(1) 給水装置工事及び排水設備工事の検査に関すること。

事業部	水道計画課	水道総務係	(1) 給配水管等修繕工事等の収入に係る調定に関する事。 (2) 部内の連絡調整に関する事。 (3) 部及び課の庶務に関する事。
		配水計画係	(1) 配水統制に関する事。 (2) 応急給水に関する事。 (3) 送配水施設の更新、整備及び耐震化計画に関する事。 (4) 水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議、立会及び調整に関する事。
		保 全 係	(1) 漏水、濁水、出水不良等に係る配水調整に関する事。 (2) 配水管、給水装置等の維持管理に関する事。 (3) 消火栓の整備工事に関する事。 (4) 水道修繕用材料及び器具の管理に関する事。 (5) 配水管等の破損事故に関する事。
	技術監理室		(1) 工事、修繕及び委託（以下「工事等」という。）契約の発注関係業務の適正化に関する事。 (2) 水道施設の改良技術の調査及び研究に関する事。 (3) 工事監督員の研修及び指導並びに上下水道技術の継承研修に関する事。 (4) 工事等に係る検査の総括管理に関する事。
	水道工務課	施工管理係	(1) 水道施設布設工事負担金等の収入に係る調定に関する事。 (2) 課の庶務に関する事。
		設 計 係	(1) 水道施設工事の設計に関する事。 (2) 水道施設工事設計単価の改定に関する事。 (3) 浄水場の施設の工事の設計（東部再整備室の事務を除く。）に関する事。
		工務第一係	(1) 送配水管の更新及び耐震化工事の施行に関する事。 (2) 水道施設工事の施行（東部再整備室の事務を除く。）に関する事。
		工務第二係	(1) 給水申込み又は開発に係る配水管の布設工事及び改良工事の施行に関する事。 (2) 水道事業の開発行為の事前協議、指導及び調整に関する事。 (3) 水道施設の受託工事及び移設工事の施行に関する事。 (4) 鉛給水管布設替工事の施行に関する事。
		再 整 備 係	(1) 基幹施設の再構築に係る設計及び施行に関する事。 (2) 基幹管路の再構築に係る設計及び施行に関する事。
	下水道事業課	下水道総務係	(1) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に関する事。 (2) 課の庶務に関する事。
		下水道計画係	(1) 汚水処理施設（公共下水道及び農業集落排水施設をいう。以下同じ。）の計画、認可及び調査に関する事。 (2) 下水道事業の交付金事業に関する事。 (3) 流域下水道との維持管理に係る調整に関する事。 (4) 下水道事業の管理者以外の者が行う下水道施設及び農業集落排水処理施設の審査及び指導に関する事。 (5) 下水道事業の開発行為の事前協議、指導及び調整に関する事。 (6) 合併浄化槽の設置に係る助成に関する事。
		下水道管理係	(1) 下水道事業の管路の維持管理並びに補修工事の設計及び施行に関する事。 (2) 下水道事業の処理場及びポンプ施設等の更新計画並びに維持管理に関する事。 (3) 下水道事業の地下埋設協議に関する事。
		下水道整備係	(1) 下水道事業の工事の設計及び監督に関する事。 (2) 下水道事業の災害復旧に関する事。 (3) 下水道施設工事設計単価の改定に関する事。
	送配水管理センター	管理総務係	(1) センターの収入に係る調定に関する事。 (2) 主管事務に関する文書の収発に関する事。 (3) センターの庶務に関する事。
		管理第一係	(1) 県営水道の受水に関する事。 (2) 浄水場の取水、浄水及び送水計画に関する事。 (3) 浄水場の取水、導水、浄水及び送水施設並びに配水池等（以下「取水施設等」という。）の監視及び運転管理に関する事。 (4) 浄水場の維持管理に関する事。 (5) 取水施設等の更新、整備及び耐震化計画に関する事。 (6) 取水施設等及び配水本管の維持管理に関する事。
		管理第二係	(1) 須川ダム施設等の監視及び運転管理に関する事。 (2) 須川ダム施設等及び東部地域の送水施設、設備及び配水池の維持管理に関する事。 (3) 局の無線に関する事。
		施 設 係	(1) 導送水管の更新計画及び耐震化計画の立案並びにこれらの計画に伴う工事の施行に関する事。 (2) センターが所管する施設のアセットマネジメント計画の立案及び実施に関する事。
	東部再整備室		(1) 東部地域水道施設再整備計画の設計及び施行に関する事。 (2) 東部地域の改良工事、受託工事及び移設工事の設計及び施行に関する事。
	水質管理室		(1) 水質試験に関する事。 (2) 水源地域の保全に係る総合企画に関する事。